介護人材確保の取組について

資料１－２－２

事業体系

介護人材の不足等の課題に対応するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、県、市町村及び施設・事業所等が連携し、以下４つの体系により介護人材確保対策事業を実施。

① **参入促進対策**

② **資質向上対策**

③ **労働環境・処遇改善対策**

④ ①～③の**共通の基盤整備対策**

	［事　業　名］	［事　業　内　容］
①参入促進対策	○介護人材の「すそ野の拡大」	◇地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業 若者向け情報誌（パープル）、電車内に広告掲出 高校生を対象とした進路説明会、体験学習の実施 中高生を対象とした施設職員によるセミナーの開催
	○参入促進のための研修支援	◇介護職員初任者研修支援事業
	○地域のマッチング機能強化	◇多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業 合同就職説明会の開催 施設・事業所の詳細な求人ニーズの把握と求職者の適性を確認し就職斡旋の実施
②資質向上対策	○キャリアアップ研修の支援	◇多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 中堅職員に対して指導員・管理者研修の実施 ◇介護キャリア段位制度普及促進事業 ◇介護職員等によるたんの吸引等実施支援事業 ◇職員研修参加に係る代替職員の確保経費助成事業
	○潜在有資格者の再就業促進	◇復職支援講座開催、再就職広報作成配布・広告掲載事業
	○地域包括ケア構築のための広域的人材 養成	◇生活支援コーディネーター養成事業 ◇権利擁護人材育成事業 ◇介護予防の推進に資するOT,PT、ST指導者養成事業
③労働環境・処遇改善対策	○勤務環境改善支援	◇福祉・介護認証制度の構築・運営 ◇介護ロボット導入支援事業
	○子育て支援	◇介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業
④基盤整備対策		◇福祉・介護人材確保協議会の運営事業 ◇福祉・介護認証制度の構築・運営（再掲）